

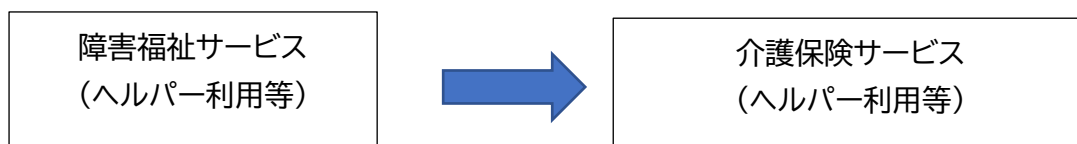
障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について

令和4年度版

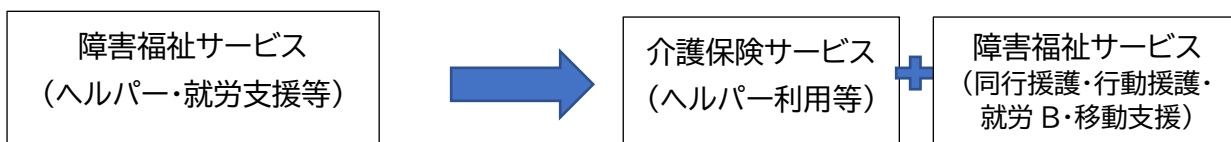
障害者総合支援法及び介護保険法における優先関係の適用により、**65歳到達の前日**(第2号被保険者の場合は40歳到達の前日)より、介護保険サービスへ提供主体を移行する必要があります。

<参考イメージ>

①障害福祉サービスの全てを介護保険サービスへ移行できる場合



②一部に介護保険サービスに相当するサービスがない場合



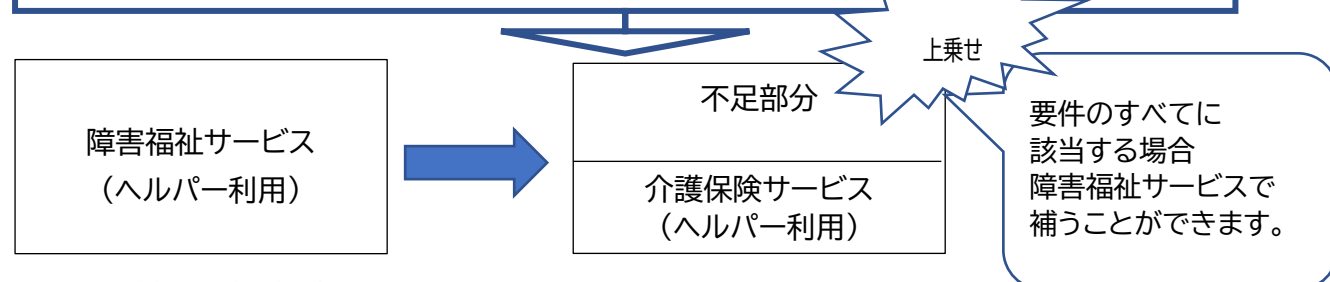
③介護保険サービスだけでは、移行前の支給量を維持できない場合

<対象者>以下のすべてに該当する方が対象となります。

- ・介護保険の1か月あたりの支給限度額まで介護保険サービスを活用している。
- ・利用している介護保険サービスの5割以上が訪問介護である(ケアマネージャーが作成する『サービス利用票』で確認)。
- ・身体障害者手帳における肢体不自由の程度が1級に該当し、かつ両上肢・両下肢いずれにも障害が認められる。
- ・介護保険の認定区分が要介護5である(進行性の病気がある要介護4も含む)。

<対象の障害福祉サービス>

- ・居宅介護、重度訪問介護



その他の注意点

介護保険サービスに相当するサービスがある場合であっても、利用者の障害特性や医療的ケアの程度(例:重度知的障害者、重度身体障害者等)によっては、介護保険施設等での対応が困難なことが想定されます。その場合には65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用が可能です。

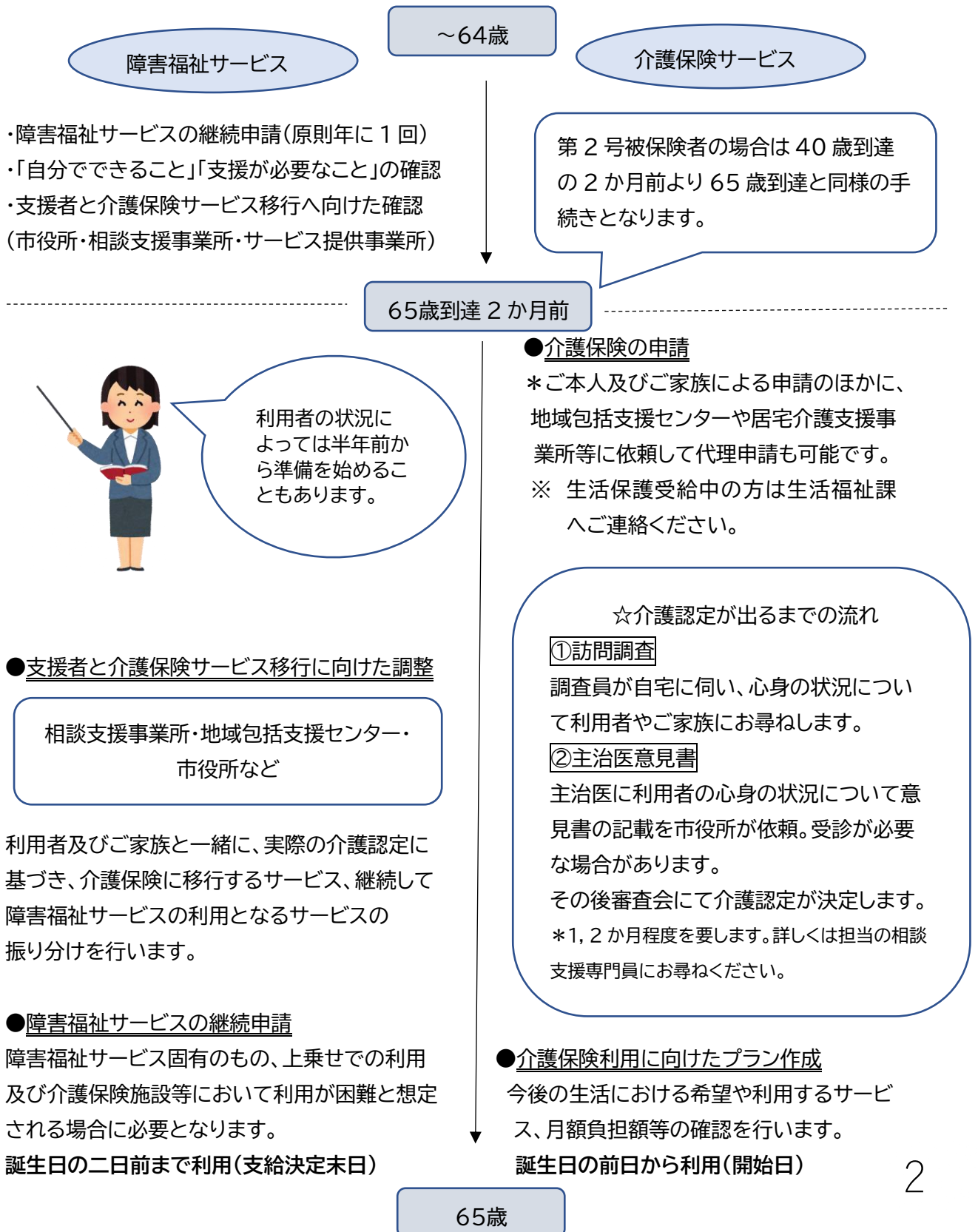
<継続が可能なサービス>

- ・短期入所、生活介護、共同生活援助、自立訓練

介護保険施設での対応が困難と想定される場合は、事前に長崎市障害福祉課へご相談ください。

介護保険サービス移行までの流れについて

(参考)介護保険サービス移行におけるフローチャート



障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した事例

長崎市にお住いの A さん。これまで障害福祉サービスを利用してきましたが、来月65歳を迎えます。先日介護認定が要介護1と判定されました。そのため、介護保険サービスへの移行が必要になりますが、Aさんは65歳以降も変わらず生活を続けられるかご不安なようです。実際にどのように移行していくのか、確認していきましょう。

<Aさんの概要>

- ・身体障害者手帳1級(視覚障害及び下肢障害)
- ・障害支援区分2
- ・所得区分 非課税世帯(介護保険所得段階2)

どうなるの
かな…



<これまで利用してきた障害福祉サービス>

- ・居宅介護 月10時間(調理・掃除・洗濯等)
- ・同行援護 月40時間
- ・就労支援継続 B 型(週3回)

注意！！

ヘルパーの事業所によっては障害福祉サービスのみ対応できる場合(介護保険制度での事業所指定を受けていない)があります。移行前に確認が必要です。

<移行後の状況>

- ・居宅介護→介護保険サービス(訪問介護)へ移行
- ・同行援護→継続して障害福祉サービスを利用(障害福祉固有のサービスのため)
- ・就労継続支援B型→継続して障害福祉サービスを利用(障害福祉固有のサービスのため)

<利用者負担額>

●これまでは

障害福祉サービスでは非課税世帯は、利用者負担額は0円。

●介護保険移行後は

課税、非課税に関わらず、利用料金の1～2割を負担。Aさんの場合は障害福祉サービスで継続にならない居宅介護(訪問介護)について利用者負担額が生じてきます。

例:Aさんの利用者負担額(訪問介護の利用料金)

- ① 身体介護(排泄・入浴介助等利用者の身体にふれるもの)
→1時間当たり約4000円(1割負担 400円)
- ② 生活援助(掃除・調理等利用者の日常生活に必要な支援)
→1時間当たり約2500円(1割負担 250円)

*生活援助を月10時間利用したとすると、月額2500円の負担額となります。

***実際の移行においては、他にも多くの確認事項があります。**

費用面などを含め、ご不明な点はP4のお問い合わせ先へご相談ください。

償還払い制度などがあるようだから、担当の相談支援専門員にたずねてみようかな



介護保険サービス移行にかかるQ&A

Q1. 65 歳になると、介護保険サービスを利用することになると聞きました。これまで障害福祉サービスを利用していた場合は、65 歳になっても継続して利用できますか。

A1. 65 歳になると障害福祉サービスを利用していた方も介護保険への移行が必要になります。ただし、障害福祉にしかないサービスは継続して利用はできます。

Q2. 介護保険制度では福祉用具(車いすやベッド等)は購入できるのでしょうか。

A2. 介護保険では福祉用具は原則レンタルとなります。ただし、一部の用具(入浴補助具等)は購入の対象となるものもあります。介護保険に該当しない義足や義手、短下肢装具等については、支給要件を満たせば障害福祉の制度で支給されます。例外として、車いすで既製品では対応できないオーダーメイドの作製は可能です。

Q3. 要支援と要介護では介護保険サービス移行においての違いはありますか。

A3. 介護認定の程度に応じて、月に利用できるサービスの量が異なり、要支援より要介護認定の方が利用できるサービスは多くなります。また訪問介護におけるヘルパー利用についても、要支援の場合は週に1, 2回、1 回あたり 60 分以内など制限が設けられる場合があります。詳しくは下記でお問合せください。

Q4. 障害支援区分 3 の認定を受けていますが、介護保険に移行しても要介護 3 の認定はありますか。また同じくらいのサービスが利用できるでしょうか。

A4. 認定に必要な調査の項目が異なり、区分と介護認定は同じ程度で結果が出るものではありません。また支給量の上限や単位も異なりますので、ヘルパーや生活介護等、利用頻度が変わる可能性があります。生活に支障が出ないように、早めのご相談をお勧めします。

<お問い合わせ先>

名称	連絡先
長崎市障害福祉課	095-829-1141
長崎市基幹相談支援センター	設置予定
長崎市高齢者すこやか支援課	095-829-1146
長崎市介護保険課	095-829-1163
長崎市中央総合事務所生活福祉 1 課	095-829-1144

